

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武井政一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	幸袋 (幸袋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月29日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

宅地化が進み、農業上の利用が行われる農地については減少傾向であり、すでに耕作放棄となっている農地もある。家庭菜園の畑も多いが、主要な農地については、数名の担い手が水稻等の作付けを行っているため、農地の利用については現状維持とする。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水田として活用できる農地については、水稻の作付を継続的に行っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	2.11 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としている。  
保全・管理等が行われる区域については、すでに荒廃等(森林化)しており農用地としての復旧が困難な所、また直近で転用予定のある農地としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地元・近隣農家を中心となって農地の維持、保全を行っていくことを基本とし、地権者、地域担い手、地域の農業委員や推進委員などの関係者ととともに、中間管理機構の助言をもとに集積、集団化を行う。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>中間管理機構を通じて、担い手への農地の集積及び集約を行う。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>主要な農地は基盤整備済み。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域での担い手の数が少ないため、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含めたところで、担い手の確保を行い、農地を維持していく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農業者のニーズに応じたサービス活用を検討する。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>⑦地域で連携し、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含めたところで、適切な農地の維持管理を行う。</p> <p>⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は農区長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。</p>				